

入札説明書

基準寝具賃貸借契約（単価契約）

長崎県立こども医療福祉センター

1 競争入札に付する事項

- (1) 名称
基準寝具賃貸借契約（単価契約）
- (2) 借上物品及び数量
別添「基準寝具賃貸借契約（単価契約）仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所
長崎県立こども医療福祉センター（諫早市永昌東町24番3号）

2 入札参加資格及び参加条件

- (1) 入札参加資格
競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を得ていること。
- (2) 入札参加資格を得るための申請の方法
入札を希望する者は、競争入札の参加者の資格等に定める審査申請書に必要事項を記載のうえ、8に掲げる場所へ公告の日から令和7年2月7日（金）までの午前9時から午後5時までに提出すること。（県の休日を除く。）
- (3) 入札参加条件
次の条件をすべて満たしている者
当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
競争入札参加資格を有する通知を受けた者

3 仕様等に関する質問

当該入札の仕様書等に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。（FAXの場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。）

なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

〔提出場所〕長崎県立こども医療福祉センター 総務課 総務係 FAX：0957-23-2614

〔提出期限〕令和7年2月7日（金）17時00分

回答については令和7年2月14日（金）17時までに書面（FAX）にて回答します。

【注意事項】

質問書は別添様式1を参考に作成すること。

質問者に内容確認を行う場合があるので、担当者名及び連絡先は必ず記載すること。

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年2月20日(木)11時00分開始
(2) 場所 長崎県立子ども医療福祉センター 2階 大会議室

【注意事項】

入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に8の部局に確認すること。

5 入札の方法等

(1) 委任状の記載

入札者が代理人である場合は、代表者本人の委任状を入札日当日に必ず提出すること。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

【注意事項】

委任状、委任事項は別添様式2を参考に作成すること。
代理人の印鑑は、入札書に使用する印鑑と同一のものとすること。

(2) 入札書の記載

- ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
イ 入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に消費税抜き価格相当額(単価)を記載すること。なお、当該消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとする。)
ウ 入札金額は訂正することができない。
エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができない。
オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。
カ 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。
キ 代理人が入札する場合は、委任状に押印した印鑑と同一のものを使用すること。
ク 入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、委託の名称、商号又は名称(代理人の場合は代理人の氏名)を記入して提出すること。
ケ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
コ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。

【注意事項】

入札書の宛名は、長崎県立子ども医療福祉センター所長 小柳 憲司あてとすること。
入札書は、別添様式3を用いること。

(3) 入札の方法

- 電送及び郵送による入札は認めない。
最低制限価格の設定なし。
入札回数は、3回を限度とする。
開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

【注意事項】

第1回目の開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。この間、入札室からの退室及び本社等との協議はできないので注意すること。なお、第3回目の開札でも落札者が決定しない場合は、最低価格を入札したものと見積協議を行う。よって、第3回目入札及び見積額まで準備しておくことが望ましい。
2回目以降を辞退する場合でも入札終了まで退室できないものであること。
入札に使用する印鑑は、当日持参すること。

(4) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからキにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ウ 入札者が連合して入札したとき。
- エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- カ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- キ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- コ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ス その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(5) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（見積もった契約希望単価に年間予定数量を乗じて得た金額（金額に小数以下がある場合は、当該小数は切捨てる。）に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に小数以下がある場合は、当該小数は切捨てる。以下同じ。））の100分の5以上の金額を令和7年2月19日（水）午後5時までに8の部局に納付すること。ただし、次の場合は入札保証金が免除される。

- ア 保険会社との間に県（長崎県立こども医療福祉センター所長 小柳 憲司）を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。
- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分とする。

- (a) 2,000 万円以上
- (b) 2,000 万円未満 500 万円以上
- (c) 500 万円未満

入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

入札保証金の免除手続きは、別添様式 4 を参考に免除申請書を作成し、必要書類を添えて 8 の部局へ令和 7 年 2 月 19 日（水）午後 5 時までに持参するか郵送（必着）すること。

【注意事項】

- ・入札保証保険期間の終期は、入札日から起算して 7 日目として下さい。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。
- ・入札保証金の免除にかかる上記イの書類は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 19 日までに締結した契約にかかる発注者の履行証明又は契約書の写しとする。
- ・入札保証金の免除にかかる書類の提出期限は上記のとおりであるが、審査及び通知に要する時間を必要とするので、できるだけ早めに提出すること。

(2) 契約保証金

契約保証金等は、落札決定の通知を受けた日から 5 日以内（県の休日を除く）に契約書と同時に提出すること。

契約金額（契約単価に年間予定数量を乗じて得た金額（金額に小数以下がある場合は、当該小数は切捨てる。）に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に小数以下がある場合は、当該小数は切捨てる。以下同じ。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県（長崎県立子ども医療福祉センター所長 小柳 憲司）を被保険者とする履行保証保険（契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約金額に応じて次の区分で提出すること。

- (a) 2,000 万円以上
- (b) 2,000 万円未満 500 万円以上
- (c) 500 万円未満

契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

契約保証金の免除手続きは、別添様式 5 を参考に免除申請書を作成し、必要書類を添えて 8 の部局へ提出すること。

7 その他

- (1) 落札通知を受けた日から 5 日以内（県の休日を除く）に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- (2) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによる。

8 当該契約事務に関する担当部局

〔住所〕〒854 - 0071 諫早市永昌東町 24 番 3 号

〔名称〕長崎県立子ども医療福祉センター 総務課 総務係

〔電話〕0957 - 22 - 1300 〔F A X〕0957 - 23 - 2614